

公営企業会計システム更新業務 プロポーザル実施要領

令和5年9月
平戸市病院事業

1. 趣旨

現在使用している公営企業会計システムの老朽化に伴い、公営企業会計システム更新業務を実施する。また、地方公営企業会計業務における日次処理、月次処理、予算・決算処理等をExcel等の別のソフトウェアで作成したファイルと共に複合的に管理している現状を改善し、公営企業会計システムのみで一元管理できるようにシステムの構築等を行うもの。

本業務を実施するにあたり、最新技術の導入、より安定したシステムの構築等、各々の検討事項を検証するための提案を、財務会計システム、固定資産管理システム及び起債管理システムに関して様々な経験や実績を有する事業者から公募型プロポーザル方式により広く募集し、内容を総合的に審査した上で委託するに最適な事業者を選定するもの。

2. 業務概要

(1) 業務の名称

公営企業会計システム更新業務

(2) 業務内容

国民健康保険平戸市民病院、平戸市立生月病院及び平戸市総務部総務課交通政策班で運用する財務会計システム等の選定を行い、より効率的な業務遂行のために新システムを導入するものとする。また、固定資産管理システム及び起債管理システムについても新たに導入するものとする。

(3) 発注者

平戸市病院事業

(4) 業務委託実施予定

ア. 期間 契約締結日から令和6年3月31日まで

イ. 実施場所 長崎県平戸市草積町1125番地12 国民健康保険平戸市民病院
長崎県平戸市生月町山田免2965番地 平戸市立生月病院
長崎県平戸市岩の上町1508番地3 平戸市総務部総務課交通政策班
長崎県平戸市岩の上町1508番地3 平戸市総務部総務課DX戦略室(※)
※仮想サーバーへの設定作業は、DX戦略室内サーバー室において実施する。

(5) 提案上限額

10,022,000円

3. プロポーザル等の日程

項目	日時
(1)実施要領配布(公募開始)	令和5年 9月 1日(金) ホームページに掲載
ア. 資格審査書の受付	令和5年 9月 8日(金) まで
イ. 資格審査結果等通知	令和5年 9月11日(月) まで
ウ. 質問書の受付	令和5年 9月12日(火) 午後5時まで
エ. 質問書の回答	令和5年 9月19日(火) 午後5時まで
オ. 再質問書の受付	令和5年 9月21日(木) 午後5時まで
カ. 再質問書の回答	令和5年 9月26日(火) 午後5時まで
キ. 提案書等の提出	令和5年 9月29日(金) まで
(2)プレゼンテーション審査	令和5年10月12日(木)、13日(金)を予定
(3)選考結果通知	令和5年10月20日(金)を予定
(4)契約締結	令和5年10月下旬を予定

4. プロポーザルの参加資格等について

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 平戸市物品入札参加資格審査要綱の規定により、令和5・6年度入札参加資格の様式5号登録希望営業種目（業務委託）電算業務類「216 システム関係業務」に登録があること。
- (2) この実施要領配布の日において、会社更正手続き開始の申立または民事再生手続き開始の申立を行っていないこと。
- (3) 法人税、所得税、消費税、地方消費税及び市税に滞納がないこと。
- (4) 平成30年度以降に一般病床数50床以上の規模の病院で、契約からシステム稼働までを対応した公営企業会計システム（財務会計システム、固定資産管理システム及び起債管理システム）の導入実績があり、現在も稼働中であること。

5. 資格審査書の提出及び審査

- (1) プロポーザル参加資格審査の確認に必要な次の書類（以下、「資格審査書」という。）を提出すること。

ア. 参加申込書（様式1）	1部
イ. 印鑑証明書	1部
ウ. 商業登記簿謄本	1部
エ. 納税証明書	1部

納期限の到来した国税、地方税を納付していることが確認できる書類（直近1年間）

オ. 財務諸表	1部
---------	----

※上記イ～オの書類に関しては、参加申込日から3ヶ月以内に発行のものを提出すること。

※上記ウ～エの書類に関しては、写しでも可とする。

- (2) 資格審査書の申請期日および提出方法

令和5年9月8日（金）まで（必着）

持参または郵送（簡易書留）により提出すること。

（持参の場合、受付時間は、土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

- (3) 提出先

15. の事務局とする。

- (4) 資格審査結果等通知

資格審査の確認の結果は、担当者宛に電子メールにて通知する。

なお、資格審査において適正と判断された事業者宛て、別添「公営企業会計システム更新業務 仕様書」の「3. (1) ⑩ 地方公営企業会計業務のシステムによる一元管理化に係る提案・サポート」業務に係る予算・決算処理等で使用しているExcel等のファイルを送付する。

6. 質問書の提出について

- (1) 質問書の提出期限および提出方法

令和5年9月12日（火）午後5時まで。

質問書（様式2-1）に必要事項を記入し電子メールにより提出すること。

なお、表題を「公営企業会計システム更新業務に関する質問」とし、15. の事務局に送信した旨を電話連絡すること。

(2) 提出先

15. の事務局とする。

(3) 質問書への一次回答

令和5年9月19日(火)午後5時まで。

質問及び回答の内容については全ての参加事業者に対して電子メールにより通知する。

(4) 再質問書の提出期限および提出方法

令和5年9月21日(木)午後5時まで。

質問内容は、一次回答に対するもののみとし、再質問書(様式2-2)に必要な事項を記入し電子メールにより提出すること。

なお、表題を「公営企業会計システム更新業務に関する再質問」とし、事務局に送信した旨を電話連絡すること。

(5) 提出先

15. の事務局とする。

(6) 再質問書への回答

令和5年9月26日(火)午後5時まで。

再質問及び回答の内容については全ての参加事業者に対して電子メールにより通知する。

7. 提案書等の作成要領

別添「公営企業会計システム更新業務 事業者選定基準」も参照の上作成すること。

(1) 提案書等の構成

提案書は、提案書表紙、事業所概要票、企画提案書及び機能要件回答書で一式とする(以下「提案書等」)。所定の内容を充たすものであればスタイルは自由とする。ただし、様式の指定があるものはその様式にて提出すること。

ア. 提案書表紙(様式3)

イ. 事業所概要票(書式4)

ウ. 企画提案書

※別添「公営企業会計システム更新業務 事業者選定基準」の「3. 各提案書等の記載項目」の「(1)企画提案書」の内容に基づき、評価項目の①から順に提案すること。

エ. 機能要件回答書(様式5)

※別添「公営企業会計システム更新業務 事業者選定基準」の「3. 各提案書等の記載項目」の「(2)機能要件回答書」に基づき、記載すること。

(2) 書式

原則としてA4判・片面印刷とする。上記ア～エを1冊にまとめ、用紙左側を綴じること。

(3) 補足資料等

補足資料を添付する場合は、提案者が分るようにして提案書等とは別綴じにて提出すること。

また、補足資料は出来る限りA4判に統一し、提出部数は提案書等と同数とする。

8. 提案書等の提出

(1) 提出書類

ア. 提案書等

13部(代表者印を押したものを1部、他は複写可)

イ. 概算費用見積書(様式6-1、6-2)

各1部

※別添「公営企業会計システム更新業務 仕様書」に記載されている全ての項目に係る費用を見積もり記載すること。

なお、ソフトウェア保守費、ハードウェア保守費及びその他諸経費は見積価格には含まれないが、採点の対象とするため記載すること。

(2) 提出期日および提出方法

令和5年9月29日(金)まで(必着)

持参もしくは郵送(簡易書留)により提出すること。

(持参の場合、受付時間は、土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

提出された順に提案説明を行うものとし、時間割り当て等については後日電子メールにて通知することとする。

※期日までに提出の無い場合には、辞退したものとみなす。

(3) 提出先

15. の事務局とする。

9. プレゼンテーション審査の実施

(1) 日時及び場所

令和5年10月12日(木)、13日(金)各午後1時から(予定)

国民健康保険平戸市民病院 医師住宅第2会議室において実施する。

(2) 提案説明の進行手順

ア. 提案者には、予め集合場所、集合時間及び時間割り当てを通知する。

イ. 割り当て時間は45分間(予定)とし、提案説明30分間及び質疑応答15分間を含むものとする。

ウ. プロジェクター及びスクリーンは当院にて準備するが、その他の機材を使用する場合は、提案者側で準備すること。

エ. 提案説明会への出席人数は各事業者3名以内とする。

10. 優先交渉権者及び次点交渉権者の選定について

(1) 審査基準

別添「公営企業会計システム更新業務に係る選定審査要領」に基づき、平戸市職員で構成する選定委員が審査する。

(2) 提案内容についての聞き取り

選定委員が提案の内容について確認したい事項が生じた場合は、必要により電話連絡等により聞き取りを行うことがある。

(3) 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定時期

審査の結果及び決定については、令和5年10月20日(金)(予定)に書面で個別に通知する。
なお、電話等による回答はしないものとする。

11. 契約について

優先交渉権者と契約の交渉を行うものとする。

ただし、優先交渉権者が、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する場合、または、平戸市から委託契約に関わる指名停止を受けることになった場合は、その提案者とは契約の交渉を行わない。この場合は次点交渉権者と契約の交渉を行うものとする。

12. 費用の負担

提案等に係る交通費及び資料作成費用等については、すべて提案者の負担とする。

13. その他

(1) 無効となる参加申込書及び提案書

参加申込書及び提案書が、次の条件に一つ以上該当する場合は無効とする。

- ア. 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
- イ. この要領に指定する作成様式や記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- ウ. 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
- エ. 虚偽の内容が記載されているもの

(2) 提案書の著作権

提案書の著作権は、提案者に帰属する。ただし、平戸市病院事業が必要とする場合は、提案者の承諾を得て無償で使用できるものとする。

(3) 提案書等の返却

提出された参加申込書、提案書等及び付属する書類は返却しないものとする。

14. 現行システムからのデータ移行（抽出）経費

「1. 趣旨」の目的を果たすためには、導入経費の評価だけではなく、導入実績、機能要件及びブレゼンテーション等から総合的に評価し、優先交渉権者を決定する必要がある。公平な評価を行うため、現行システムからのデータ移行（抽出）経費については、別途、現行の公営企業会計システムベンダーとの随意契約による委託業務を行うことから、概算費用見積書（様式6-1、6-2）には含めないこと。

15. 事務局

名称・部署：国民健康保険平戸市民病院 総務班
郵便番号：〒859-5393
所在地：長崎県平戸市草積町1125番地12
電話番号：0950-28-1113（内線105）
FAX番号：0950-28-0800
電子メールアドレス：h_hospital@city.hirado.lg.jp